奈良県告示第四百八十四号

奈良県建設業者関係書類等閲覧規程（昭和四十七年五月奈良県告示第百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第二条中「奈良県土木部監理課」を「奈良県技術管理課建設業指導室」に改める。